

神戸市立工業高等専門学校教務委員会規則

2023年4月1日

規則第130号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教務の適正かつ公平な運用を確保するため設置する教務委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、教務主事（教育）、副主事（教育）、各専門学科の代表者1名、一般科の代表者2名、情報教育研究支援センターの代表者1名及び事務室学生課教務担当係長で構成する。

2 委員長は、教務主事（教育）とする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副主事（教育）がその職務を代理又は代行する。

(定足数及び決議)

第3条 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。また、議決を必要とするときは、特別の場合を除いて出席者の過半数をもって決する。

(委員会の任務)

第4条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 教務に関する情報の収集、整理及び適用
- (2) 教育活動として行われる諸活動の立案及び実施
- (3) 視聴覚教育に関すること。
- (4) FDの計画及び実施に関すること。
- (5) 他の委員会に属さない教務に関すること。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、原則として月1回開催するものとし、委員長がこれを招集する。また、必要な場合は臨時に招集することができる。

(他の委員会等との関係)

第6条 他の委員会等と関係のある事項については、当該他の委員会等の構成員職員の出席を求めることができるほか、当該他の委員会等に処理を要請することができる。

(事務処理)

第7条 委員会に係る事務は、教務主事室及び事務室学生課が処理する。

(その他)

第8条 この規則の改廃については、委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。